

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年規則第15号)新旧対照表

新	旧
別表第2(第5条、第13条関係) 第1 建築物に関する整備基準	別表第2(第5条、第13条関係) 第1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
5 便所	<p>(6) <u>便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを保有している者をいう。以下同じ。)のための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、その施設(公衆便所を除く。)の用途面積が200平方メートル未満である場合は、アに規定する便房を簡易型の洗浄装置を備えた便房とすることができる。</u></p> <p>ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</u></p> <p>イ <u>オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</u></p>

整備項目	整備基準
5 便所	<p>(6) <u>病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が2,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が2,000平方メートル以上のものに便所を設ける場合又は50平方メートル以上の公衆用便所を新築等する場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)のための設備を備えた便房を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</u></p> <p>ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が設けられていること。</u></p> <p>イ <u>便所の出入口の付近には、その旨を見やすい方法で表示すること。</u></p>

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
5 便所	<p>(6) <u>便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</u></p> <p>ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。</u></p> <p>イ <u>オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</u></p>

第4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
4 便所	<p>便所は、第1の表の5の項(1)から(5)まで及び第2の表の5の項(6)に定める整備基準に準じたものとする。</p>

別表第3

別記第2号様式(第7条関係)

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
5 便所	<p>(6) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第6号に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設に便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</u></p> <p>ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が設けられてるいること。</u></p> <p>イ <u>便所の出入口の付近には、その旨を見やすい方法で表示すること。</u></p>

第4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
4 便所	<p>便所は、第1の表の5の項(1)から(5)までに定める整備基準に準じたものとする。</p>

別表第3

別記第2号様式(第7条関係)

和歌山県知事

様

和歌山市長

別記第3号様式(第7条、第12条関係)

施設整備項目表(建築物)

(第4面)

整備項目	整備基準	
7 便所	(7) <u>オストメイト対応設備</u>	
	ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房(無の場合は、イに記入)</u>	有 無
	イ (用途面積が200㎡未満の場合で) <u>簡易型の洗浄装置を設置した便房</u>	有 無
	ウ <u>オストメイトのための設備の表示</u>	有 無

和歌山県知事

殿

和歌山市長

別記第3号様式(第7条、第12条関係)

施設整備項目表(建築物)

(第4面)

整備項目	整備基準	
7 便所	(7) <u>病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が2,000平方メートル以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が2,000平方メートル以上のものに便所を設ける場合又は50平方メートル以上の公衆用便所を新築等する場合のみ以下ア及びイに記入</u>	
	ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具</u>	有 無
	イ <u>オストメイトのための設備の表示</u>	有 無

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)
(第4面)

整備項目	整備基準	
5 便所	(11) <u>オストメイト対応設備</u>	
	ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房</u>	有 無
	イ <u>オストメイトのための設備の表示</u>	有 無

施設整備項目表(公園)
(第2面)

整備項目	整備基準	
4 便所	(7) <u>オストメイト対応設備</u>	
	ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房</u>	有 無
	イ <u>オストメイトのための設備の表示</u>	有 無

施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)
(第4面)

整備項目	整備基準	
5 便所	(11) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関のみ以下ア及びイに記入</u>	
	ア <u>フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具の設置</u>	有 無
	イ <u>オストメイトのための設備の表示</u>	有 無

施設整備項目表(公園)
(第2面)

整備項目	整備基準	
4 便所	(1)~(6) 略	

別記第5号様式(第11条関係)

和歌山県知事

様

和歌山市長

別記第7号様式(第12条関係)

和歌山県知事

様

和歌山市長

別記第8号様式(第12条関係)

和歌山県知事

様

和歌山市長

別記第9号様式(第14条関係)

和歌山県知事

様

和歌山市長

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に設計を完了した公共的施設で、平成26年3月31日までに第12条に規定する届出が行われるものに対する改正後の第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

別記第5号様式(第11条関係)

和歌山県知事

殿

和歌山市長

別記第7号様式(第12条関係)

和歌山県知事

殿

和歌山市長

別記第8号様式(第12条関係)

和歌山県知事

殿

和歌山市長

別記第9号様式(第14条関係)

和歌山県知事

殿

和歌山市長